

機関又は郵便局（簡易郵便局法（昭和二十四年法律第二百十三号）第二条に規定する郵便窓口）業務を行う日本郵便株式会社の営業所であつて郵便貯金銀行（郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第九十四条に規定する郵便貯金銀行をいう。）を所属銀行とする銀行代理業（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第十四項に規定する銀行代理業をいう。）の業務を行うものをいう。において払い渡すものとする。

第八条 障害特別一時金

時金は、法の規定による障害事業労働者障害一時金又は障害者に対し、その申請に基づいて、その額は、当該障害補償

10 of 10

あるのは「遺族補償年金、複数事業労働者遺族年金又は遺族年金」と、別表第一の厚生省令で定める障害の状態」とあるのは「労働省令による災害補償保険法施行規則（昭和三十年労働省令第二十二号）第十五条に規定する障害の状態」と読み替えるものとする。

号に掲げる事項については、事業主（同項第二号イからホまで）に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同号イからホまでに掲げる就業の場所に係る事業主をいう。）が知り得た場合に限る。について、それぞれ事業主の証明を受けなければならぬ。ただし、死亡した労働者が傷病特例年金を受けていた者であるときは、この限りでない。

（支給の申請）と読み替えるものとする。
（遺族特別一時金）

第十一条 遺族特別一時金は、法の規定による遺族補償一時金、複数事業労働者遺族一時金又は遺族一時金の受給権者に対し、その申請に基づいて支給するものとし、その額は、別表第三に規定する額（当該遺族特別一時金の支給を受ける遺族が二人以上ある場合には、その額をその人數で除して得た額）とする。

2 遺族特別一時金の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

一 死亡した労働者の氏名及び生年月日

二 申請人の氏名、生年月日、住所及び死亡した労働者との関係

三 法第十六条の六第一項第一号（法第二十条の六第三項及び第二十二条の四第三項において準用する場合を含む。）の場合に支給される遺族補償一時金、複数事業労働者遺族一時金又は遺族一時金の受給権者にあつては、次に掲げる事項（トに掲げる事項については、遺族一時金の受給権者に限る。）

イ 事業の名称及び事業場の所在地
ロ 負傷又は発病及び死亡の年月日
ハ 災害の原因又は要因及び発生状況
ニ 平均賃金
ホ 特別給与の総額

ヘ 労働者が複数事業労働者である場合は、
その旨

ト 通勤による負傷又は疾病の場合にあつて
は、労災則第十八条の五第一項各号に掲げ
る事項

業務上の死亡に關し法第十六条の六第一項第一号の場合に支給される遺族補償一時金の受給権者が遺族特別一時金の支給を申請する場合に前項第三号ロからホまでに掲げる事項（死亡の年月日を除き、複数事業労働者に係る非災害発生事業場の事業主にあつては、同号ニ及びホに掲げる事項に限る。）について、複数事業労働者の二以上の事業の業務を要因とする事由による死亡に關し法第二十条の六第三項において準用する法第十六条の六第一項第一号の場合に支給される複数事業労働者遺族一時金の受給権

において準用する同条第二項に規定する労働省令で定める法律の規定は、労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律（昭和五十五年法律第一百四号）附則第十二条の規定による改正前の労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第八十五号）附則第三条の規定とする。

（第三条の規定の施行に伴う経過措置）

第四条 施行日前の期間に係る労働者災害補償保

險特別支給金支給規則の規定による年金たる特別支給金の額並びに施行日前に支給すべき事由が生じた同令の規定による障害特別一時金及び遺族特別一時金の額については、なお従前の例による。

則第十二条の四第二項又は第十八条の六の二第一項において準用する労働基準法施行規則(昭和二十一年厚生省令第二十三号)第三十八条の八第二項の規定により日雇い入れられる者の休業補償給付又は休業給付の額が改定されるときとし、同法附則第四条に規定する労働省令で定める四半期は、同項の規定による改定後の額により休業補償給付又は休業給付を支給すべき最初の日の属する年の前年の七月から九月までの期間とする。

前に障害補償年金又は障害年金を受ける権利を有することとなつた労働者の当該障害補償年金又は障害年金に係る障害特別年金差額一時金であつて、同日以後に支給の事由の生じたもの額の算定に用いる労働者災害補償保険特別支給金支給規則第六条第五項に規定する算定基礎金額の算定について、なお従前の例による。

附 則（平成八年七月二六日労働省令第
三一号）

この省令は、平成八年十月一日から施行する。

特 1 6	勤災害に係る率」を「から非業務災害率」に、「額から通勤災害に係る率」を「額から特別加入非業務災害率」に改める部分を除く。)及び別表第五の改正規定中	
業 6 条 の 1 8 第 4 号 の 作	労災保険法施行規則第4 1 0 0 0 分	
の 6		

附 則
（平成九年三月一四日労働省令第
一〇号）
抄
（施行期日）

特 1 6 第 4 号 の 作	業 6 条 の 1 8 第 4 号 の 作	特 1 6 第 4 号 の 作
勞災保全去施行規則第4 1 0 0 0 分	1 0 0 0 分	1 0 0 0 分

第一条 この省令は、平成九年四月一日から施行する。
(第三条の規定の施行に伴う経過措置)

業	物
に改める部分並びに第三条中労働者災害補償 保険特別法施行規則第一に於ける第五号の文三 六条の18第5号の作	6 条の 18 第 5 号 の 作

適用についての規定は、同項中「災害賠償規則第十七項」とあるのは、「労働者災害補償保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成二年労働省令第十七号）附則第三条第一項の規定により読み替えられた労災則附則第十七項」とする。

者災害補償保険特別支給金支給規則第三条第十一項の規定による証明書の添付については、なほ従前の例による。

において読み替えて適用する同令第十ノ条第二項の差額支給金の額の算定については、なお前述の例による。

附 貝 (平成二八年三月二十七日厚生労働省令第五二号)
(施行期日)

附則（平成二〇年三月二六日労働省令
第一三号）抄

1 この省令は、平成十八年四月一日から施行する。
(経過措置)

附 則 (平成二年一〇月三一日労働省) 1 この省令は、平成十年四月一日から施行する。

2 この省令による改正後の労働者災害補償保険法施行規則及び労働者災害補償保険特別支給金支給規則の規定は、この省令の施行の日以後に

令第四一號抄
(施行期日)

発生した負傷、疾病、障害又は死亡に起因する労働者災害補償保険法第七条第一項第二号の通じては、年賃合計二つ、一箇月十。

第一回 律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

**勧災害に關する保険料はついて適用する
附則 (平成一八年五月二三日厚生労働省令第一二二号)**

附 則 (平成一三年三月二三日厚生労働省令第三一号) 抄
(地主明)

この省令は、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の施行の日（平成十八年五月二十四日）

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十三年四月一日から施行する。ただし、第一項の効力は、省令公布後三十日を経てから。

日)から施行する。

行する ただし 第一条中労働者災害補償保険法施行規則(次条において「労災則」という。

（施行期日） 省令第八〇号 抄

第四十六条の十八に一号を加える改正規定、等二条中労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則別表第三の改正規定（「通勤災害に係

第一条 附則 この省令は、公布の日から施行する。
（平成一九年六月一日厚生労働省）

「旅行規則別表第三の改正規定（通算）に依る率を」を「非業務災害率を」に、「）から通

令第八六号

算定基礎日額の一、〇〇〇日分から当該労働者の死亡に關し支給された遺族特別年金の額（当該支給された遺族特別年金を遺族補償年金とみなして法第十六条の六第二項の規定を適用した場合に同項の厚生労働大臣が定める率を乗ずることとなる場合にあつては、その額に当該厚生労働大臣が定める率を乗じて得た額）の合計額を控除した額